

介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用約款

（約款の目的）

第1条 老人保健施設旭陽（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（介護予防）短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年11月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3（本項において「本約款等」という。）の改定が行なわれた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - (2) 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額300万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力していただきます。
 - (2) 入所利用が解除もしくは終了した場合の残置物の引取り等の対応、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者が居る場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことが出来ます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員もしくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の（介護予防）居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の（介護予防）居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することが出来ます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、1か月以上の予告期間において文書で理由を通知することにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - (2) 利用者の（介護予防）居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な（介護予防）短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
 - (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
 - (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により

交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。

なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を診療録に記載することとします。

(見守りシステム・ネオスケアの使用等)

第9条 当施設は、一部居室にシルエット画像による見守りシステム「ネオスケア」を設置しております。施設において、転倒リスクの高い利用者の方に対し、見守りシステムの使用により危険予兆動作（起き上がり、端座位、柵越え、離床等）を職員が所持する専用のタブレット端末で確認後に訪室等の対応をし、事故を削減する目的で設置しております。利用者のプライバシーに配慮した見守りシステム機器で、距離センサーによって得られた情報をシルエット画像に加工して表示するもので、実際の画像は撮影されません。このシルエット画像の一部は記録され、万一、転倒・転落等の事故が発生した場合の原因究明および再発防止に活用させていただきます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

(1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

(2) 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携

(3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

(4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

(5) 生命・身体の保護のための必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における(介護予防)短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する(介護予防)短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。なお、第三者委員による苦情処理体制も整えております。

(賠償責任)

第14条 (介護予防) 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

<保険会社> 損害保険ジャパン株式会社

<保険の名称> 医師賠償責任保険

3 守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(連帯保証人)

第16条 連帯保証人は、利用者について、当施設に対して発生する債務一切を利用者と連帯して保証するものとします。

老人保健施設旭陽のご案内

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設 旭陽
・開設年月日	平成 5 年 6 月 3 日
・所在地	たつの市揖西町小神字塚原1556-1
・電話番号	0791-66-1472
・ファックス番号	0791-66-2870
・管理者名	高慶 康子
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (兵庫県2853680011号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

[目的] 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針] 当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう看護、医学的管理の下での介護や機能訓練などの介護保健施設サービスを提供し、家庭復帰を支援します。また、利用者が一日でも長く在宅での日常生活を継続できるよう短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスと通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するとともに、在宅ケアを支援するため、市町の担当窓口、保健、福祉、医療機関及び近隣の在宅サービス提供事業者又は介護予防支援事業者と連携をとり、利用者または家族に対し、相談、指導、助言を行うものとします。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	
・ 医 師	1	1		
・ 事務長				
・ 看護職員	6	11	○	
・ 薬剤師		2		
・ 介護職員	21	8	○	
・ 支援相談員	3	1		
・ 理学療法士	2	3		
・ 作業療法士		3		
・ 言語聴覚士				
・ 管理栄養士	1	1		
・ 栄養士	1			
・ 介護支援専門員	1	1		
・ 事務職員	必要数			
・ その他		2		

※夜間は、介護職員4名の場合と、介護職員4名・看護職員1名の場合があります。

また、医師・看護師と連絡が取れる体制を取っております。

- (4) 入所定員等・定員 104名（うち短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護4名）
・療養室 個室 2室、 2人室 9室、 4人室 21室

- (5) 通所定員 35名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④ 通所リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8:00 ～ 9:00

昼食 12:00 ～ 13:00

夕食 18:00 ～ 19:00

上記の時間帯のほか、利用者のご希望の時間に食事をおとりいただくことも出来ます。

- ⑦ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護（退所時の支援も行います。）

- ⑩ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 理容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 とくなが病院
- ・住所 たつの市神岡町東鶯崎字鍵田473-5

・協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団 石原歯科医院
- ・住所 たつの市揖保川町山津屋129-3

☆ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 … 時間：午前9時～午後8時まで
※昼食時、入浴時などのサービスと重なる場合がございますので事前にご確認の上お越しください。
- ・外出・外泊 … 事前に申し出て、職員の許可を得てください。
- ・喫煙 … 敷地内は全面禁煙です。
- ・火気の取扱い … 取扱いできません。
- ・設備・備品の利用 … 本来の用法に従って用いて下さい。
なお、備品等の持ち出しはできません。
- ・所持品・備品等の持ち込み … すべての物に名前を明記し、職員へ申し出て下さい。
名前のない物に関しては紛失しても責任を負いかねます。
- ・金銭・貴重品の管理 … 原則としてお取り扱い致しません。持ち込まれて紛失しても責任を負いかねます。また、ガラスや陶器等壊れやすいものは持ち込まないで下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診 … 受診前、職員へ届け出て下さい。
- ・宗教活動 … 禁止します。
- ・ペットの持ち込み … 禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、防火戸制御設備
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0791-66-1472 内線133）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

◇当施設における苦情の受付

当施設におけるご要望や苦情は、施設長、支援相談員へお寄せいただければ速やかに対応いたします。

<電話 0791-66-1472 >

(受付) 当日担当の職員

(窓口) 施設長	高慶 康子	内線212
支援相談員	楠 健吾	藤本 昌子 内線134
	松本 仁美	山本 詩織 内線131
支援専門員	西口 由希子	森岡 智子 内線133

◇行政機関その他の受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00 ~ 17:15 月~金
○たつの市役所 介護保険担当課	所在地 たつの市龍野町富永 1005-1 電話番号 (0791) 64-3131 FAX番号 (0791) 63-0863 受付時間 8:30 ~ 17:15 月~金

※上記のほか、ご利用者の住所地の市区町村の担当窓口でも受付できます。

◇第三者委員の設置

苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 山口 昇 (監事) 電話 0791-65-0343

第三者委員 有田 尚徳 (弁護士) 電話 079-288-7266

8. 福祉サービス第三者評価の受審

当事業所は、「福祉サービス第三者評価」を受審しておりません。

9. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ・前3項に掲げる装置を適切に実施するための担当者を配置する。

10. 業務継続計画の策定等

- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11. 衛生管理

- ・当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- ・「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

12. その他運営に関する重要事項

当施設は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

13. 利用約款の変更

本利用約款の記載内容に変更が生じた場合は、事業者は変更内容を郵送によりご本人又は身元引受人に通知し、それをもって同意確認とさせていただきます。

なお、変更内容についてのご質問等は支援相談員又は担当者がお答えさせていただきます。

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

(介護予防) 短期入所療養介護について

(令和6年11月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 短期入所療養介護の概要

(介護予防) 短期入所療養介護は、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護又は要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

※短期入所療養介護の利用料

<多床室>		<従来型個室>	
・要介護1	902円	・要介護1	819円
・要介護2	979円	・要介護2	893円
・要介護3	1,044円	・要介護3	958円
・要介護4	1,102円	・要介護4	1,017円
・要介護5	1,161円	・要介護5	1,074円

※介護予防短期入所療養介護の利用料

<多床室>		<従来型個室>	
・要支援1	672円	・要支援1	632円
・要支援2	834円	・要支援2	778円

① 送迎加算 184円 (片道)

入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合に加算されます。

② 療養食加算 8円 (／食)

- ③ 特定短期入所療養介護費(日帰りショートステイ)
- ・ 3時間以上4時間未満 664円(／日)
 - ・ 4時間以上6時間未満 927円(／日)
 - ・ 6時間以上8時間未満 1,296円(／日)
- ④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51円(／日)
一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有している場合
- ⑤ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円(／日)
介護職員のうち、介護福祉士が80%以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ 18円(／日)
介護職員のうち、介護福祉士が60%以上の場合
- ⑥ 夜勤職員配置加算 24円(／日)
夜勤職員が月平均で毎日5名以上配置されている場合。
- ⑦ 個別リハビリテーション実施加算 240円(／日)
個別でのリハビリを実施した場合。1回あたり20分間です。
- ⑧ 若年性認知症利用者受入加算 120円(／日)
- ⑨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円(／日) <7日を限度>
- ⑩ 重度療養管理加算 120円(／日)
要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、
医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
- ⑪ 緊急短期入所受入加算 90円(／日) <利用開始日より14日を限度>
(介護予防)居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない(介
護予防)短期入所療養介護を行った場合
- ⑫ 生産性向上推進体制加算
(Ⅰ)(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認
されている場合 100円(／月)
(Ⅱ)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方
策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイ
ドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっている場合 10円(／月)
- ⑬ 口腔連携強化加算 50円(／回)
事業所従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を
得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合
- ⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
「基本サービス費」と「(算定させていただいた)その他加算」の合計金額に7.5%を
掛けた金額を介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)としてご負担いただきます。

※介護保険外の自己負担(食費、居住費等)は、掛け率に含まれません。

※上記金額は介護保険負担割合証が1割負担の方の金額となります。2割負担又は3割負
担の記載がある場合は、(1)の利用料金が2倍又は3倍になります。

(2) その他の料金

- ① 食費／1日 ・朝食 300円 ・昼食 680円 ・夕食 570円 計1,550円
経管栄養 (1日2回注入の方) 1回当たり775円
(1日3回注入の方) 1回当たり516円
おやつ ・90円(昼食を食べられた方は無料)

② 滞在費（療養室の利用費）／1日

- ・従来型個室 1,782円
- ・多床室（本館） 437円
- ・多床室（新棟） 783円

（ただし、食費・滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日

- ・個室 2,160円
- ・2人室（本館） 1,110円
- ・2人室（新館） 1,360円

※個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④ 理容代 実費（1,300円程度。毎月第1月曜日で予定。）

実費（2,000円程度。毎月第3火曜日で予定。）

⑤ その他（利用者が選定する日常生活品費、教養娯楽費等）は、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替（利用料の自動引き落とし）、銀行振込、窓口での現金支払いの3つの方法があります。
入所契約時にお選びください。
- ・口座振替（利用料の自動引き落とし）の場合は、桑の実園福祉会が指定する金融機関に口座をお持ちの方、もしくは口座開設される方は口座振替が出来ます。
なお、手数料は桑の実園福祉会が負担いたします。口座振替を希望される方は事務所へ必要書類を提出下さい。
- ・指定口座への振込は次の通りです。なお、振込料は振込ご依頼人様にてご負担をお願いいたします。

指定金融機関	西兵庫信用金庫
支店名	龍野支店
預金種目	普通預金
口座番号	0046500
預金名義	社会福祉法人桑の実園福祉会 老人保健施設旭陽 理事長 徳永憲威

指定金融機関	兵庫西農業共同組合
支店名	揖西支店
預金種目	普通預金
口座番号	0014797
預金名義	社会福祉法人桑の実園福祉会

個人情報の利用目的

(令和6年1月1日現在)

老人保健施設旭陽では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス及び介護予防サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス、介護予防サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービス、介護予防サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス、介護予防サービスのうち
 - －利用者に居宅サービス又は介護予防サービスを提供する他の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービス・介護予防サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用同意書

老人保健施設旭陽を入所利用するにあたり、介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

（ 説明を行った担当者名 印 ）

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

＜連帯保証人＞

住 所

氏 名

印

老人保健施設 旭陽 （続柄)
 管理者 高慶 康子 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	() -

【本約款第11条3項緊急時及び第12条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	() - 携帯

